グリーンスローモビリティ協議会規約

（名称）

第１条　　この会は、グリーンスローモビリティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　　協議会は、会員相互の連携を図り、グリーンスローモビリティの推進及び普及促進、並びに多様なスローモビリティの活用に資する環境・空間を構築するスローなまちづくりや社会におけるゆっくりの移動価値観の醸成などに取り組み、もってグリーン社会及び持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条　　協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一　　グリーンスローモビリティの推進に関すること

二　　会員相互の情報の交換に関すること

三　　グリーンスローモビリティの普及促進に関する調査、研究及び提言に関すること

四　　勉強会及び研修会等の開催に関すること

五　　グリーンスローモビリティの普及促進並びにスローなまちづくり及び移動価値観の醸成などの啓発に関すること

六　　その他目的を達成するために必要な事業

（会員）

第４条　この協議会の会員は、次のメンバー、サブメンバー及びアドバイザーとする（以下、「会員」という）。

一　　メンバー　　この協議会の目的に賛同するとともに、グリーンスローモビリティの運行もしくは実証実験等（以下「運行等」という。）または事業、研究もしくは受注等（以下「事業等」という。）を実施している地方自治体、民間企業、非営利団体等

二　　サブメンバー　この協議会の目的に賛同するとともにグリーンスローモビリティの運行等または事業等を計画・検討しており、かつメンバーから推薦された地方自治体及び民間企業、非営利団体等

三　　アドバイザー　この協議会の目的に賛同する行政機関、公的団体及び有識者等

２　会員となるには、役員会の承認を要するものとする。

３　会員は、協議会活動において法令を遵守するものとする。

（入会）

第5条　　メンバー又はサブメンバーとして入会しようとするものは、別に定める入会申込書を協議会に提出しなければならない。

（年会費）

第６条　　営利団体のメンバーは、年会費として一口１０万円を、毎年協議会で決定した日までに、納入しなければならない。

２　　営利団体のサブメンバーは、年会費として一口5万円を、毎年協議会で決定した日までに、納入しなければならない。

３　　行政機関を始めとする非営利団体のメンバー及びサブメンバー並びにアドバイザーは、年会費を納入することを要しない。

（退会）

第７条　　会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

　（除名）

第８条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において議決権の4分の3以上の決議をもって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

一　この定款その他の規則に違反したとき。

二　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

三　その他除名すべき正当な事由があるとき。

２　前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

　（会員資格の喪失）

第９条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

一　第６条の年会費の納入を半年以上履行しなかったとき。

二　会員である団体等が解散又は破産したとき。

（年会費等の不返還）

第10条　　退会した会員が既に納入した年会費その他の金品は、これを返還しない。

（役員の種別及び選任）

第11条　　協議会に、次の役員を置く。

　一　　会長　　1名

　二　　副会長　　2名

　三　　理事　　３名

　四　　監事　　１名

２　　会長、副会長、理事及び監事は総会において、メンバーから選任する。

（役員の職務）

第12条 　会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

２　　副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ定めた順序により、会長に事故のあるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

３　　理事は、会の事業・運営に対し意見具申を行う。

４　　監事は、協議会の事業及び会計の監査を行う。

（役員の任期）

第13条　　役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　　役員は、再任されることができる。

３　　役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第14条　協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の７日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

一　心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき

（事務局）

第15条　　協議会の庶務を処理するため 、事務局を東京都に置く。

（会議の種別）

第16条　　協議会の会議は、総会及び役員会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（会議の構成）

第17条 　総会は、会員をもって構成する。

2　　役員会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

３　監事は、役員会に参加しなければならず、必要に応じ意見を述べることができる。

（総会の権能）

第18条 　総会は、この会則に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

一　　事業計画に関すること

二　　予算及び決算に関すること

三　　会則、その他の規定の制定改廃に関すること

四　　前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関する重要な事項に関すること

（役員会の権能）

第19条 　役員会は、この会則に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

一　　総会の議決した事項の執行に関する事項

二　　総会に付議すべき事項

三　　その他会長が必要と認める事項

（会議の開催）

第20条 　通常総会は、年に一度に開催する。

2　　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一　　役員会が必要と認めたとき

二　　会員の 2 分の 1 以上から開催の請求があったとき

3　　役員会は、次に掲げる場合に開催する。

一　　会長が必要と認めたとき

二　　役員の 2 分の 1 以上から開催の請求があったとき

（会議の招集等）

第21条 　会議は、会長が招集する。なお、前条第２項2号または前条第３項2号の規定により請求があった時は、会長は、その請求のあった日から30日以内に会議を招集しなければならない。

2　　会議の議長は、会長がこれにあたる。

（会議の定足数）

第22条 　会議は、構成員の2 分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（会議の議決）

第23条　会議の議事は、会議に出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

２ メンバーは、総会において、各１個の議決権を有する。

（経費）

第24条 　協議会の経費は、年会費及びその他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第25条 　協議会の会計年度は、毎年11月１日に始まり、翌年10月３1日に終わる。

（委任）

第26条 　この会則の施行について必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が定める。

附則

1. この規約は、令和6年11月1日から施行する。
2. この協議会の設立当初の会計年度は、第25条の規定に関わらず、令和６年４月１日から令和７年10月31日までとする。